

# 介護予防運動等を実施する団体へ 補助金を交付します！



高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと楽しく暮らし続けることができるようにするため、介護予防に資する運動・体操、各種講座等を実施するボランティア団体、自治会、NPO法人等の様々な団体へ補助金を交付いたします。

募集する団体については、下表のサービス内容の支援が提供可能であること等、いくつかの基準を設けていますが、詳細な情報についてや、ご不明な点がある方は下記問い合わせ先までご連絡ください。

※この制度は、介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスの一つ「通所型サービスB（住民主体による支援）」として実施いたします。

サービス名	住民主体通所型サービス（通所型サービスB：住民主体による支援）
活動内容	住民ボランティアや自治会、NPO法人等が主体として行う、介護予防に資する運動・体操、各種講座等 ★おおむね週1回以上の定期的な活動 ★1回につき2時間程度の活動
サービスを受ける対象者	要支援者または総合事業対象であって、住民主体による通いの場において定期的な運動等を行うことにより、閉じこもり予防や体力の改善が見込まれる方
提供者	ボランティア団体、自治会、NPO法人 など（2人以上の団体）
提供者としての基準	①サービス提供の調整を行うサービスコーディネーターを配置すること ②体操の指導等を行う住民リーダーを配置すること（※サービスコーディネーターと兼務可） ③サービスの提供に必要な場所を確保すること ④対象者の個人情報を遵守すること など
補助の内容	補助上限額：月額41,000円（年間上限492,000円） ※ただし、他の補助を受けている経費と重ならないこと。など
公募期間	年度予算に達するまで

〈問合せ先〉 那覇市 チャーがんじゅう課 包括支援グループ  
TEL：098-862-9010 FAX：098-862-9648